

第2部 オーラルヒストリー

インタビュアー…A、齋藤 徳美 氏…B

〔A〕 青森・岩手県境の不法投棄廃棄物に関して、相当な量があったわけですが、全量撤去の方針を掲げるまでの経緯を教えてくださいいただけますか。

〔B〕 私の専門は、地下計測という地下の状況を探ることでしたので、青森県からごみがどの程度あるか、その相談というのが本件に関わるきっかけでした。

ですが参加してみると、青森県の方は「封じ込め」という、要するにコンクリート遮蔽壁でしっかり覆うという形の

基本方針があったようで、技術部会は、その技術をどうするかというふうな考え方の議論だったんですよ。これは岩手県の方針としては全く合わない。

当時の増田知事と話した記憶がありますが、有害であろうと無害であろうと、不法に捨てられたものは全量撤去というのが、初めから岩手県の中にはあった考えです。ですが、その考え方が、両県合同の話し合いの場ではなかなか通らないということで、あえて両県、建前上は投棄の状態が全く違うということで、両県別々に対応するというようにいたしました。

その時に考えたことは、先輩格と言っては言葉が悪いですが四国の豊島、当時はこれが日本一の不法投棄でした。そこでは、当時の香川県庁が責任を認めず、豊島の住民が十数年来、はっきり言って血みどろの戦いを演じました。行政と住民とのむなしい戦い、その経緯を私も知っておりましたので、岩手県では絶対それを繰り返してはいけないということを第一に思い、当時の合同検討委員会にて全量撤去の方針を掲げました。

〔A〕 地元住民、自治体、学識者、県も含めて一体となってこの全量撤去の作業にあたるという合意のもとで、原状回復対策協議会というのができたわけですね。

〔B〕 そうです。また、特徴的なこととして、両県別個の対応とは言いましたが、当然現場は一つですから、あえて田子町長さんや田子町の住民代表にも、岩手県の協議会ですが入っていただくというふうな形で構成を考えました。

それから、学識者の知恵をいただくというところで、自分の庭に捨てられたごみに対応するという、そういう基本的な考え方で、ほとんどの学識者も岩手の人で固めるというふうな構成にしました。県のご理解も得て、そういう形で協議会がスタートしました。

そういう体制が青森県の方にも波及すれば、大変いいかと、先導を図るという意味でも、岩手が早々に協議会を立ち上げたという経緯があります。



齋藤 徳美 氏

〔A〕 青森県は当初、岩手県とは別の封じ込めという方針を掲げていましたが、それについてはどのように感じましたか。

〔B〕 この封じ込めというのは、豊島での一件では7つの対応案のうち、7番目に出されていた案でした。それは、底抜け案という批判を受けて、当然採用もされないし取り上げられもしないで終わったんです。それが合同検討委員会の時、「豊島でできなかったから、これを青森でやる。」と、会議の間に耳に挟んだんです。録音しているわけではないので、言った言わないは別ですけども。

研究者の感覚で研究のテストフィールド、我々の地元がそんな風にされたんじゃないかと思った記憶があります。

〔A〕 全量撤去の方針に至ったのは、そういう思いもあったということですね。

〔B〕 そうですね。先程お話した本件に関わることになったきっかけに戻りますが、一番最初に声をかけられたのは、私の専門の地下計測の調査をするというところで、その技術部会にはまり込んでしまいました。あとは、当時の増田知事といろいろお話をしている中で、全量撤去ですね、当然でしょうというやりとりの中で、手伝わざるをえない羽目に陥ったというのが入口ですね。

この現場をテストフィールドにされるなんていう、それは誰かが阻止しなきゃならない。そうすると、ある面では戦うしかない、やらざるをえないという使命感もあって、原状回復対策協議会の委員長をやりますということになったというのが、経緯です。

〔A〕 岩手県が封じ込めという方針をとっていたら、多分今後も水処理や現場管理に多額の費用がかかる状況になりますよね。

〔B〕 そうです。これは参考だけでも、今北上川は綺麗ですよ、約40年前は真っ茶色でした。それは上流に、今は閉山した松尾鉾山という鉾山がありまして、いわゆる鉾毒水というやつが染み出てきていたからです。その鉾毒水が北上側に合流すると、まさに川半分が真っ茶色。魚も住めないその川をどうしたかということ、中和処理することになり、そのための施設が何十億もかけて松尾の山の中に建てられました。

〔A〕 施設の維持費でも年間5、6億円かかっているはずですよ。

〔B〕 この松尾鉾山の鉾毒水は、永遠に中和処理し続けなければいけない。だから今回の不法投棄現場だって、そこに廃棄物を残したらどうなるかということ、いずれ有害物質が染み出してくる。それを松尾鉾山と同様に延々お金をかけて浄化することになる。

岩手県としてはそういう経験もありますので、封じ込めという対策方法をとってまた同じ現場を作るとかという気持ちもあったと思います。

〔A〕 本事案の発覚から原状回復事業の完了までの、岩手県と青森県との関係について、どのように感じていましたか。

〔B〕 当時の青森県庁の部長が盛岡に来たときに、敵地に乗り込む覚悟できましたと言われました。何も敵じゃなくって、一緒にこの問題に取り組もうと考えていたのですが、青森県庁としては岩手は敵だという感じが非常に強かったです。

〔A〕 当時は会えば意見が対立するという感じでしたね。

〔B〕 でもやはり、全量撤去の方針にしたりだとか、最後の方はきちっとやりたいという職員がいらっしやいましたね。両県がそういう思いでやりました。

〔A〕 平成14（2002）年度から始まった原状回復事業が令和4（2022）年度末を持って完了しましたが、この期間で一番印象深かったことは何でしょうか。

〔B〕 非常に印象強く思っているのは、「田子100人の声委員会」の中村さんの言葉ですね。

原状回復事業に関しては、住民代表の方にもご理解をいただくために、丁寧な、正直なお話をいたしました。ただ、例えて言うと汚染土壌の浄化の問題で、元々汚染がゼロだったんだからゼロに戻せという声があっても、私は当然だろうと思いました。でもそれはできないので、人の健康に害を及ぼさない「環境基準」という一つの基準のところでご理解をいただかないと、とても先に進めないという危機感があったわけです。

この中村さんというのは、非常にシビアな形で物事をとらえておられましたので、厳しいご意見もいただきました。ですので、私はこの方に納得してもらえれば、こちらの意向が住民に受け入れられたという、一つの指標にしていました。

ある時に「中村さん、こんな基準でご理解いただけませんか。」との問いかけに、「専門的なことはわかりませんが、委員長が大丈夫と言うなら、私は信用します。」との言葉を戴き、ようやく信用していただいたとの思いに駆られたことを覚えています。

原状回復対策協議会については、県がよく理解していただいたということもありますが、住民の意向をすべて優先するという形で、大きなトラブルというものではなく進展できたなと思っています。

廃棄物の撤去や浄化の作業に関しては、業者の皆様にも色々な知恵を絞ってもらいました。これだけ大規模なものを撤去する、浄化するというのは前例がないことで、もちろん技術的にも確立されていませんので、あえて業者の方にも、率直に私は話をしました。当然、しかるべき代価というものは確保していただいて結構ですが、会社の社会的な責任、レゾナードルということもよく理解していただいて、これは単なる利益を上げる事業ということのほかに、社会的な大きな意味があると。そのために、情報はすべて開示しますので、できるだけいろいろな技術的な検討についてご尽力いただきたいというお話をいたしました。よく頑張っていたいただいたと思います。

浄化について言えば、まだ対処法が確立されていない中、次から次へといろんな手を考えて、最後まで進んでいったなということ、これはありがたいと思っています。

〔A〕 原状回復対策協議会のメンバーだけでなく、業者の方々とも協力し合って成し遂げられました。

〔B〕 それから私が特に強調しておきたいのは、県の方も非常に専門的な知識とその蓄積がなければ、この作業は進んでいきません。

通常は県の職員は2年3年ですぐ交代ということで、この異動を全部やめてくださいというわけにはいかないんですが、経験を蓄積した方が、再び或いは三度、そういうふうな立場で仕事にあたっていただきたい。そして、これは岩手県が抱えた最大の負の遺産の問題ですので、できる職員をぜひこの現場にというふうなことを率直に上の方々にはお願いしました。それに答えていただいたなというふうに考えています。

〔A〕 一番苦労したのはどのような点でしょうか。

〔B〕 岩手県では、全量撤去ということで大変な手間もかかったし、知恵を絞らなければなりませんでしたが、結果的には汚染は一つも残さないという形で達成できたと思います。

ただ、途中から1,4-ジオキサンという物質が環境基準の中に取り込まれて、この対処が非常に困難でした。正直言って、これは後出しジャンケンじゃないかと思いましたね。

1,4-ジオキサンという物質の浄化については、当時論文もなく、対処法はありませんでした。水に溶けるという性質だけがわかっていましたから、一生懸命水を入れて溶かして薄めるというような方法を考えました。

ですが、簡単にはいきません。最終的に、特措法の期限を2回も延長していただいて、十年間苦しみながら、最後は薬剤を入れてかきまわして酸化してしまうという荒療治までして、完全に浄化ができたのですが、これが本当に苦労した部分だったなと考えています。

〔A〕 20年間にわたって原状回復対策協議会の委員長という重責を果たしてこられました、原状回復事業が完了した今後、どのように方向性を持っていけば良いと考えていますか。

〔B〕 辛いことは忘れてしまえばいいという点がないわけではありません。

しかし、多額の税金と20年以上の年月をかけたとすれば、やはり後世に伝えて、忘れない、繰り返さないという教訓として活かさなければいけない。ただ、あれだけの広大な土地ですが、地理的に言ってそれを有効活用するようなことが可能かどうかということは課題だと思います。

〔A〕 跡地の利活用については、地元の子供たちにも意見を出してもらったり、あらゆる方面で検討しましたが、結果的に公売することになりました。

跡地利用の方法について、ご意見はありますか。

〔B〕 公売にということですが、果たして意味を理解して活用するという形で取得をしてくれる企業があるのか、これは非常に厳しいと思います。はっきり言って山林としてしまったら二束三文と言っては失礼ですが、価値はありません。

ですから、私は県なり二戸市なり行政が取得して一括管理をした上で、漆の木を植えるであるとか、産業にも役立てられればと考えていました。できるならば、二戸市民や岩手県民が何らかの形で訪れるような場所にできるような策はないのかと。

〔A〕 二戸は日本一の漆の町なので、試験的にあの場所に漆を生育したことがありますが、枯れてしまいました。

〔B〕 あの場で漆を生育するには、土壤改良が必要なようですね。

市長にはお願いしましたが、記念碑なりメモリアルといったようなものを作って、少なくとも忘れないという形のものを最低限やって欲しいと思っています。

また、これは現在も続けていますけれども、地元の学校でこの事件の特別講義をやり、理解してもらい取り組みを継続すること。加えて、協議会の議事録は私も全て取っておりますので、市の施設の中にこの記録とかそれらの資料をきちっと保存して、市民の目につくような場を作るのも重要と考えております。

〔A〕 最後に伝えたいことはありますか。

〔B〕 事案の発覚から原状回復事業の完了まで、一貫したストーリーができていたわけじゃないんです。もう20年も、その都度その都度色々試行錯誤したうえで、完結したものです。

原状回復対策協議会のメンバーや関係する業者、色々な方々の知恵をずいぶん絞って、検討や意見交換しながら、何とか手探りで方向性を決めてきました。いや、正直言うと、1,4-ジオキサンは、完全に撤去できないかもしれないという覚悟をしていました。

ただ、残念なことに地元の関心が薄れてしまっている。これが県と住民との対立といった構造があれば、おそらく地域の関心も失われずに、どう教訓として活かすのかという声も大きくあったと思います。

しかし、地元の意向はほとんどこの協議会の方針として取り入れていましたので、順調に事が進んだと考えていますが、せっかくの教訓を今後の社会づくりにどう活かしていくかというところの議論なり対応が、関心が薄れてしまったことにより活発に行われないうのがちょっと残念なポイントだなと思っているところです。

また、このごみの出どころは、ほとんどが首都圏です。原状回復事業にかかる多額のお金を、県民の税金だけで賄うなどと言われれば納得いきませんが、当時の鈴木財務大臣が環境大臣であったということもプラスだったのだと思いますけれども、特措法で4割5割のお金を国から提供していただき、資金的には非常に大きな影響力があったと思います。

ただし、首都圏のごみとは言いましたが、地方の我々も少ないながらその恩恵を被った生活をしている以上、これは生活の責任の一端があるというふうな自覚を持たざるをえません。これをどう教訓と活かすかが、重要な点となります。

今は持続可能な社会づくりというのがスローガンになっていますが、当時このごみもその一つの象徴であって、どうやってこの膨大なごみを出すような生活から脱していくか、この不法投棄の教訓をどう活かしていくかということが、これからの最大の課題ということだと思います。

インタビュー…A、**篠田 幸 氏**…B

〔A〕 篠田様におかれましては、事件を探知した当時から原状回復に至るまで、岩手県の職員として、また原状回復対策協議会等の委員として、県境不法投棄事件にどのように関わってきたのか教えてください。

〔B〕 県境不法投棄事件が発覚した1999（平成11）年4月に環境整備課（現資源循環推進課）の初代廃棄物対策監として勤務してきました。その年に当時、廃棄物適正処理指導担当として二戸保健所に勤務していた佐々木健司氏から第一報が届きました。かなり大きな事件になると予想しました。



篠田 幸 氏

〔A〕 事件当時の廃棄物処理法は、どのような点が問題だったと感じますか。

〔B〕 いわゆるバブルがはじけて、産業界全体が不況時代になったときに、普通の商売であれば、物を買ってその対価としてお金を支払う。ところが、廃棄物の処理委託というのはお金と物が一緒に動くわけですよ。だから、事業者が自分のところで処理できなければ当然、安く処理してくれる（＝低廉な処理となり、不適正処理又は不法投棄に進展しやすい）業者に物とお金が一緒に動くという構造でした。

〔A〕 その当時は、排出者責任がそれほど強くなかったと思いますが、法律の不備もあったと思いますか。

〔B〕 本来であれば法律自体に、そこをもう少し食い止められるような仕組みがきちんと整備されていればよかったですね。その当時はマニフェストも処理委託してしまえばそこまで。だから排出事業者には、責任追及したときもそうですが、ほとんどが、「処理業者に処理委託して、マニフェストをもらっています。」と言われました。処理委託した後のことについて、我々に責任はあるのですかという感じでした。

〔A〕 今は何か起きたら排出者が最終処分まで責任を取るということになっていますが、事件当時の法律では、書類上しっかりと整っていればそれで責任はないとなっていましたね。

〔B〕 だから結果的に、物（廃棄物）とお金が安い業者に流れ、結局、その業者が処理できなかった分をどこかに持ち込んで投棄するしかなかったという仕組みですよ。

あとは、いわゆる有価物偽装というものが流行りました。懸南衛生のRDF（廃棄物固形化燃料）製造なんていうのはもう完全に有価物偽装ですからね。結局、三栄化学の堆肥化だって偽装ですからね。法律は、それを容認するような感じになっていて、再生利用すれば、有価物となるのかなど、有価物と廃棄物の判断基準がありませんでした。今の法律だと廃棄物の判断基準がありますし、排出者に責任を問えますから。当時は有価物と言われた時にはそれ以上もう追及できませんでした。きっかけは、三栄興業が本県の農政部に特殊肥料製造業という届出を出して、農政部が立ち入り検査しておかしいと気が付いたわ

けですよね。有害物質が混じった堆肥なんかありえない。それが証拠となりましたからね。廃棄物処理法だとなかなかそこまでは難しいです。

また、不適正処理の疑いがある青森県側の最終処分場は、青森県が青森県の裁量で許可している施設で、本県が許可した施設ではないですから立ち入り権限もないという理解でしたので、正面玄関からは入れないわけですよ。だから監視するといっても正面から突入できませんでした。警察に協力してもらおうしかなかったです。

〔A〕 本県と青森県の対応について感想も含めて教えてください。

〔B〕 両県で合同検討委員会を立ち上げました。香川県の豊島で不法投棄事件が発生した時に、調停委員会（公害等調整委員会が設置）の委員をされていた南博方教授（※1）に委員長を、技術的側面に関しては、本県は齋藤徳美先生にご指導をお願いしました。その当時、封じ込めを支持する青森県と対応方針が割れていました。確かに全量撤去や汚染物質を全部浄化するというのは、費用も時間もかかる。そして、青森県の現場一体は処分場形態なのです。私も青森県側の委員から、なぜ岩手県は封じ込めをしないのだと直接、言われましたね。しかし、本県の齋藤先生は最初から住民目線でした。住民の納得のいく形でやるしかない。住民からの要望として廃棄物全量撤去というのもありましたので、本県も早い時点から全量撤去の方向性で議論を進めていました。合同検討委員会で提出する資料の説明を、両県それぞれの技術委員に事前に行っていましたが、当然、青森県側の委員からは承認が下りないわけですよ。でも、本県は全量撤去の方向性で進めていましたので、本県側の委員と相談して資料は直す必要はないとして、青森県側の承認が下りないまま提出するわけです。そうして両県それぞれ対応の方向性を持ち寄って合同検討委員会にかけましたが、技術委員同士が真っ向から対立するわけですよ。そういう合同検討委員会でした。

※1 当時の岩手県立大学教授

〔A〕 最終的には、青森県も全量撤去に方針を決定しましたが、それはいつ頃ですか。

〔B〕 別々に方針を協議するようになってから本県は、全量撤去に方針を固めました。その後、青森県でも少しずつ方針が変わっていききましたね。

本県は被害県だという思いがありました。不法投棄が発覚して見に行った時に、最終処分場という看板に書いてあったのは、燃え殻、汚泥、動植物性残さ、ばいじんなどでした。埋立地には、ちょっとしたところにシートが張ってあって、雨水がたまって何も埋め立てされていませんでした。また、水処理施設がありませんでしたので雨水が抜けず、たまった状態でした。それを見た時にこれはただの穴だと感じました。あと、堆肥化の中間処理の許可にも疑問がありました。そのような経緯や方針が一致しなかったこともあり、青森県とは別々に協議するようになりました。

〔A〕 環境省からは一体の現場を別々に処理することについて何か意見はありましたか。

〔B〕 一緒にやったほうがいいのではないかというのは言われた気がします。でも、無理ですね。やっぱり両県を調整するのはとても大変ですよ。例えば、水処理施設を共同で使うにしても採用している基準が違うので、青森県側の基準に合わせて水処理施設を建てた場合、より厳しい基準を採用していた本県はいつまでたっても処理が終わらないわけです。

〔A〕 原状回復に要する費用をどのようにして原因者から徴収したのですか。

〔B〕 原状回復に相当お金がかかることが見込まれましたので、当初はトレンチ（筋状）掘削とかボーリング調査にかかった費用を原因者に支払わせました。しかし、どんどん原因者に資力がなくなってきたので、県が代執行しなければならないが、その費用をどこから捻出しようかと考えていた時に、津軽石さんが係長として異動してきました。彼が行政に適用できるかわからないが民事保全法で財産を差し押さえることはできないかと考えて、田村彰平弁護士（※2）にも相談して裁判所に申立てをしてみました。原因者の財産を調べたら、土地から家屋から抵当権が設定されていませんでした。差押えられるなど思いました。差し押さえる額は、当面のかかる費用を積み上げて裁判所に申し立てたところ認められました。田村弁護士と津軽石氏のお手柄でしたね。その頃だとなかなか思いつかないですよ。岩手県立大学の南教授にもご相談したところ、司法試験レベルの問題だがやってみる価値はあるとおっしゃっていました。

そして、本県が全部差し押さえ、結果的には両県で一緒に使いましょうということになりました。

※2 当時の岩手県の顧問弁護士

〔A〕 国の支援のもととなった特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（以下、「産廃特措法」という。）はどのように成立したのですか。

〔B〕 我々が働きかけを行いました。当時の環境大臣が鈴木俊一大臣だったので、私も行って全部説明しました。その時はすごくよく理解していただいて、多分タイミングとしてはすごく良かったと思います。いわゆる特措法というのはそう簡単に作れる法律ではありませんでしたが、豊島問題に加えて、岩手、青森の事件が起きて。そして特措法を作る前段となったのは、やっぱり南教授の力がかなり大きかったと思いますし、青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会を設置したり、あるいは県境産業廃棄物不法投棄対応検証委員会で検証・評価され、なおかつその後どうするかということで原状回復対策協議会を設置したり、方針を決めていきました。鈴木大臣が現場を見に来られた時に私も一緒に行って説明し、国会にも説明しに行きました。それら一連のやり方も評価されて産廃特措法の成立につながったと思います。

〔A〕 行政の責任の検証はどのように行われたのですか。

〔B〕 検証委員会はある面では、妥当というか我々は当然だなという認識でした。私は当時、課長で他にもかなりの人数の現場関係者が検証委員会で、裁判所みたいな形で聞かれました。議会で3日間、全議員から質問が出ました。特別委員会でもほとんどの議員から手が上がりましたね。私が答弁しました。ほとんど徹夜でした。なぜこういう事件が起きたのか。なぜもっと早く、気がつかなかったのだと。前にも不法投棄事件があっただろう。であればもっと厳重に監視しておけばよかったじゃないか。この様な指摘がほとんどでした。これではやっぱり、我々の落ち度というか、どうすればよかったのかというところを検証してもらわなければならないなど思いました。だから、検証委員会の委員さん方も内輪だけで済まそうという検証委員会ではなかったです。本県の検証委員会はすごく評価されましたし、検証していただいて良かったと思います。

〔A〕 本県は収集運搬の許可を出していますが、その点についてはどのような評価でしたか。

〔B〕 収集運搬ですので、車さえあれば許可が出るわけです。許可を更新するときに、取り消すことも検討しているのですよ。当然ながら、検証委員会で言われたことは検討しているのですよ。取り消すか又は内偵中なので更新するか。検討した結果、結論は内偵中のため取り消さないと判断しました。大した期間ではないのですがその期間、不法投棄も継続されたのではないかと指摘されました。ですが結果として、私はよかったと思っています。なぜならば、結果的に、現場を押さえて現行犯逮捕できたからです。現行犯逮捕のために結構スムーズに裁判から何からできたわけですよ。

その後、私は処分を受けました。残念という気持ちはありません。処分されて良かったです。そのために、良いメンバーの方々にきちんと検証・評価していただいて、法律の至らなさも指摘していただいて。本県としても補完する条例を制定できて。良い検証委員会でした。

〔A〕 浄化対策の中で、特に難しいと感じた点は何ですか。

〔B〕 やっぱり一番は1,4-ジオキサンの浄化でしょうね。苦労しましたよ。だって浄化方法がないですもんね。VOC（揮発性有機化合物）全体としては、本県でも事例がありましたが。1,4-ジオキサンについてはVOCと同じ方法で浄化できた部分もありましたが、水での洗い出しが一番効果あるなという感じがしましたけどね。でもどうしてもやっぱり、土壤汚染に係る環境基準を達成となると厳しいです。全国的にもあまりないでしょう。1,4-ジオキサンを環境基準値以下にしたのは。当時オゾン処理というのは結構言われていたので揚水して、オゾン処理して、ある程度まで落とせるのではないかと、あとは洗い出しであれば、結構洗い出せるだろうと。ただこれだと時間がかかります。全部掘って洗い出したり、あるいは掘削して処分できればよかったです。原位置浄化しなければならなかったのがやっぱり最後の方はパワーブレンダー（酸化剤注入のうえ攪拌処理）でいくしかないという感じでした。特措法の期限も関係していますね。

インタビュアー…A、生田 弘子氏…B

〔A〕 県境不法投棄事件が発覚したのは約20年前ですが、当時この事件をどのようにして知りましたか。

〔B〕 私達カシオペア環境研究会のメンバーには、二戸の振興局の方が何人かおられて、平成11（1999）年に何か不穏な空気を感じました。はっきりとはわからないけれど、何かやばいことが起こったらしいということだったんです。

その時点では、ごみのことらしい、としか知らされていませんでした。

そのうち、平成12（2000）年にテレビとか新聞で発表になったように、岩手県二戸市と青森県田子町との県境に、国内最大級のごみが不法に捨てられていた。しかもそのごみは、「全部都会から運ばれてきたらしいよ！」、という一報が入ってきたんです。もうその時は、みんな「どういうことなの？」、「何でいつのまに都会からのごみが運ばれて来たの？」、「何で私達の町になの？」っていうことで、びっくりしましたよね。

そうしているうちに、そのごみには私達の健康を害するような、有害な物質も含まれているということを聞いて、驚きと怒りと、心配と不安でいっぱいになりました。そして、すぐさま何とかしなければいけないという思いに駆られました。

〔A〕 そのような中で、生田様が原状回復対策協議会の委員に選ばれたきっかけを教えてください。

〔B〕 カシオペア環境研究会というのは、異業種の人達が集まって、地域が直面する環境問題などを、住民の皆さんを巻き込んで一緒に考えて行動し、意識と知識を高めることを目指している団体です。私がおの会長ということで、推薦をいただきました。私達は、この不法投棄事件が発覚する前から活動しており、水質調査部門や廃棄物部門など部門別に分かれて、環境について調べたり、見たり、行動しておりました。

〔A〕 平成14（2002）年度から始まった原状回復事業が令和4年度末をもって完了しましたが、委員として一番印象に残った出来事は何でしょうか。

〔B〕 やはり、初めて不法投棄の現場に行った時ですよ。凄まじいですが。色々な種類のごみの山に、思わず鼻を覆いたくなくなってしまふほど酷い悪臭のする現場の状況を見た時、本当にひどい日本一になったなと悲しくなりました。

何の手も加わっていないそのごみの山を、ぜひとも皆さんに見ていただき、その状況を把握してもらわねばと思いました。百聞は一見に如かずです！

鶏糞に廃ビニールとか、医療系廃棄物とかが混ざったものが積んであり、それが雨風で風化して、石のようになっている。水たまりがあつて、色はどす黒い緑色をしている。流れている水の周りが黒褐色に変色していたり、建屋の下は何かやばいものが埋まっているんじゃないか、それぐらい気持ち悪い現場ではありました。



生田 弘子 氏

〔A〕 本当に酷い臭いでしたね。

〔B〕 現場はものすごい臭いでした、マスク無しでは本当にその現場に立っているのがきついなという感じです。学校の出前授業で、そのごみのことを知らない世代の子供達に教えるのに、その臭いを伝えられないのがとても残念です。臭いを嗅げばとんでもないことが起きているっていうのがわかるほどでしたね。

とにかく私達は、どうすればいいかをみんなで話し合いました。だけど、ただ単にごみの話をしていても、現場を見なければ状況がわかりませんよね。だからとにかく現場に行きましょうということで、二戸市と共同で視察会を何回もやりました。

〔A〕 それには研究会以外の人も参加されたんですか。

〔B〕 もちろんです、一般住民や色々な団体にもお声がけしました。とにかく現場を見る、知る、考える。そして、意識と知識を高める。そういう場づくりが、私達の仕事ですから。つまり、視察会というのは、私達カシオペア環境研究会も主催者側として行っていたものです。

当時は、退職女性教職員の先生方をはじめ、一般住民の皆さんも、この負の遺産を次世代を担う子供達に残してはいけないという気持ちで一生懸命でした。

〔A〕 そのほかに、印象的だったことはありますか。

〔B〕 平成26（2014）年の3月に、廃棄物が全量撤去されたでしょう。住民としては、廃棄物の早期全量撤去っていうのが一番の望みだったので、その時は少しほっとした気持ちになりました。それも印象に残っています。

でも、まだ土壌や地下水の浄化が残っていたので、そんなに心から万歳はできなかった。その後、土壌浄化が終わっても、途中で環境基準に追加された1,4-ジオキサンの浄化だけが残されてしまった。私達素人の考えでは、雪解け水とかで簡単に洗い出せるかと思っただけだけど、そうではなかったんですね。

〔A〕 1,4-ジオキサンの浄化については、色々な方法を試しました。

論文を探しても出てこないのが前例がなく、1,4-ジオキサンを浄化したのは世界でもあまり例がないと思います。

〔B〕 それはすごいことですね。携わった技術者、学者の皆さんに感謝です。

あと印象的だったのは、汚染された土壌を水で洗って浄化するという方法と、土壌の有機物を微生物で綺麗にするという方法、あれもとてもびっくりしました。

〔A〕 事件発覚当時、住民の方々からの意見は、どのようなものがありましたか。

〔B〕 ひどい現場を見た人達からは、許せないっていう怒りですよ。なぜこんなことが起こってしまったのか、訳が知りたい。あとは、国内最大級のごみが持ち込まれているというのに、私達住民は何で知らないでいたんだろうっていう悔しさですね。

あとになって、一部の住民からは狭い道を大きなトラックが通っていたという話を聞きました。何だか夜中に、ダンダンと大きなトラックが通って、あれが通ると臭いんだよねって。だから絶対怪しいと思ってたって言うんです。

でも、そういうのは環境に対する意識が高くなければ、また「だめ」と言う勇気がなければ、何だか臭いって言って終わりになるでしょう。もしこれが都会であつたら、保健所

とかに連絡したりしていたんじゃないかなと、私は思いますけれども。

〔A〕 法律も今より整備されていなかった時代でした。

〔B〕 今でこそ、法律が整備されて皆さんの環境に対する意識も高くなりました。白鳥川や馬淵川の水質を調査して、それを学校の子供達が学習発表会で発表するんですよ。

そうすると、それがその子達の家族に伝わっていく。ごみに対する意識っていうものが本当に高まったなと思うんですよ。

昔はごみを山とか川に捨てても平気だった時代もありましたが、時代の変化もあって、今はごみと環境に対する意識の高まりを感じられるようになりました。

〔A〕 その当時の住民は、そういう意識が高くなかったということですね。

〔B〕 現場が遠いものだから、当時現場を見たことがなかった二戸市民は、関心がちょっと低かったかなと思うんです。自分の周りのごみについて何も変化は無いし、何か自分が困ることがあるかというと、何もない。

〔A〕 そうですね、ごみを処理してる時も見ることはないですからね。

〔B〕 だから、住民の皆さんに現場を見てもらって、何とか自分の問題として考えていただく。住民ができるのはそういうことです。県は県として、市は市としてこの問題に取り組む。私達住民ができることは、皆さんとこの問題を見て、知って、考える、そういう場づくりが一番必要だなということでやってきました。

この不法投棄事件を契機に、地域が何を学び、不法投棄現場とどのように関わっていくべきかを視点に、地域住民と有識者が意見交換を行い共に考える機会として、環境シンポジウムを毎年開催しました。その中では、必ず県の方から現場の進捗状況を報告していただき、この問題を住民の皆さんにとって身近なこととして捉えてもらいました。

それから、子供達の環境学習発表会を開催し、子供達にごみの山を見てどう感じたかなどを発表してもらい、途中からは跡地の利用についても活発に話し合ってもらいました。

〔A〕 青森県とはどのような関係だったのでしょうか。

〔B〕 青森県に話し合いに行った時、現地調査には協力的ではありませんでした。

第1回目の手づくりのシンポジウムを開くにあたって、田子町にはブランドニンニクがあるので、風評被害を心配する意見もありました。

だから、私達はごみの影響がないということ、検査して調べてもらって公表した方がずっといいじゃないかっていうことを言って説得をしまして、やっと第1回目のシンポジウムを開くことができたんですね。

〔A〕 青森県側としては、あまり騒がないでほしいという人もいたということですね。

〔B〕 そうですね。でも私達は、住民に何とかこの状況を知らせなきゃいけないっていうのが使命であるような気がして、お話に行きました。

住民レベルでは良好な関係で、田子の声100人委員会の方々とは交流を持っていました。当時、二戸の御返地中学校の先生と子供達がものすごく環境について勉強して、私達カシオペア環境研究会と田子の声100人委員会の方々と、子供達のシンポジウムにお呼ばれて、いろいろ意見交換をしました。子供達はあの当時、もう3Rではなく5R運動まで言って

いましたよ。本当にびっくりでした。

〔A〕 住民代表として、これまでの県の対応で良かったと思うところ、悪かったと思うところ
はありますか。

〔B〕 良かったところは、早期に全量撤去の方針を決めてくださったことです。それから、私
達研究会としては、環境シンポジウム等様々なことでバックアップをしていただいたこと
は、非常に感謝しております。

そして、残念なところは、これまでたくさんの子供達に不法投棄現場の跡地利用につい
て考えてもらったのに、その場限りになってしまったことは、申し訳なかったという思い
もあります。その中には素晴らしいアイデアもありましたが、この環境学習発表会は県と
共催していたのに、後任者に今までの内容が引き継がれていなかったりしたので、そうい
うところも残念なところでした。

〔A〕 子供達からは、どのようなアイデアが出ましたか。

〔B〕 子供達はすごいですよ、あそこに菜の花を植えて菜種油を作ってそれを燃料にするとか。
その他、森林再生プランとか、太陽光発電プランとか、ひまわり畑プランとか、様々なア
イデアを出してくれました。

でも、どんなに一生懸命考えても、あの土地は県のものでも市のものでもない。じゃあ
誰のもの？もし公売したらどんな人が買ってくれるの？子供達が考えたアイデアはどうな
るの？そこまで考えて、いつも残念な気持ちになりました。

結果的に公売することになるようですけれども、私達住民とすれば、ごみの撤去から、
その他いろいろなものを県主導で今までやっていただいておりますので、それを考える
と、土地は県のものだと言ってくくださった方がアイデアを出しやすかったです。

〔A〕 皆さんの思いとして、県の土地にして欲しいという思いがあるというのは伺っていまし
た。

ただ、県が公売をするというのは、この土地にお金を掛けて元の状態にして、それを県
管理にしてまたその管理費をかけていくのはどうなのか、という考えもあります。

〔B〕 そうですね、難しいですねあの土地は。今、フォローアップ会議で公売について熱心に
取り組んでいただいているので、期待して待ちたいと思います。

〔A〕 最近、一般の人から本事件の問合せを受けたことはありますか。

〔B〕 以前はありました。跡地を利用したいという事業者がいましたが、その土地には水が無
くて断念したという例もありました。

最近は何もありません。

一度壊れてしまった自然環境って、元に戻すのには莫大なお金と長い時間がかかりまし
たでしょう。私達と一緒に活動していて、亡くなった仲間が何人もいます。それだけ本当
に、長い時が流れたんだなと思います。

時間の経過とともに、日本全体も、県も、二戸市民も、産廃問題に対する関心が薄れて
きているのは確かですね。だから今、何か産廃問題について尋ねられるとか、そういうこ
とは無に等しくなりました。

当時は、女性教職員の先生方とか、退職された校長会の先生方とか、あと婦人会の方々

や一般住民もとても熱心でした。現場視察では飲み水の経路をたどったり、取水しているところまで歩いて行ったりして、そういうことをやっていて皆さんが関心を持ってくださって、本当に皆一生懸命でした。

〔A〕 皆が関心を持って積極的に動いていたんですね。

〔B〕 当時、二戸市教育委員会では独自の環境教育推進計画を策定し、各学校ごとに子供達が現場を見に行っていました。自らの目で現場を見て、大変な事件だったと肌で感じる。その肌で感じた事件の重大性を、校内の文化祭で発表するんです。

私達カシオペア環境研究会のシンポジウムにも子供達を呼んで、発表してもらったりしていました。

〔A〕 今後、県や市に期待することはありますか。

〔B〕 県は今回の記録誌を作成いただけるということで、とても期待していますが、できれば県政テレビ番組やCM、新聞等メディアでも情報発信していただきたい。その時に、跡地利用についても呼びかけていただいたらどうかと思います。

市にはこの日本一のごみの山がどういうふう処理されたのか、そういうことをわかるような資料を置く場所を確保して欲しいというのが願いですね。

原状回復が完了したと言っても、シンポジウムのようなものは開催していないので、皆誰も知らないでしょう。

〔A〕 最後に何か伝えたいことはありますか。

〔B〕 もう感謝ですよ。科学者や技術者などの皆さんの英知を結集して、よくここまでやっていただいたなと思います。だって目に見えないごみと戦うのは、本当に大変なんですから。感謝です、ありがとうございました。

それから最後になりますが、私達のごみを通して得た教訓を、次の世代に伝える使命がまだ残っている気がしています。あまりに長い時間の経過とともに、皆さんのごみに対する関心も薄らいできていることは確かです。今大事なことは、子供達が生まれる前のごみについて、こんな大変な事件があったんだということを伝えていくこと。つまり、この事件を風化させることのないようにするためには、出前授業などをこつこつやっていくしかないのではないかと考えています。若い世代の頑張りに期待したいものです。

インタビュアー…A、津軽石 昭彦 氏…B

〔A〕 津軽石様におかれましては、当時、岩手県の職員として県境不法投棄事件をきっかけとした条例制定にご尽力されたとお聞きしておりますが、本県独自の条例を制定するまでの経緯を教えてください。

〔B〕 始めの頃は、条例を制定しようという話は全然ありませんでした。このような事件が二度と起こらないようにするためには、制度的なものが必要ではないかと

いう話はしたことがありましたが、当時は地方分権改革が、まだ始まったばかりでしたので、廃棄物処理法に規定されている以上の上乗せ規定を条例に設けることはできないというのが当時の一般的な考えでした。

しかし、現場の原状回復に向けた話を進める中で、その次の段階として、やはり制度的な側面からの再発防止策を規定した条例制定が必要だという考えにたどり着きました。

具体的に話が進んできたのは、平成12（2000）年の1月か2月頃です。当時、香川県豊島の産業廃棄物不法投棄事件の調停委員会（公害等調整委員会が設置）の委員をされていた南博方教授（故人）が、岩手県立大学で行政法の担当をされていることを知り、お知恵をお借りするために教授のもとを伺いました。条例制定を考えていることをお伝えしたら、興味を示していただき、条例を制定できるか分からないがまず制度的な研究をしてみましようと言っていました。

〔A〕 だから委員会という形ではなく、研究会という形でスタートしたのですね。

〔B〕 はい。年度途中で突然始めたものですから随分庶務には怒られましたね。謝金はどこから支出するのですかとかね。

南教授を座長としてスタートした研究会（「循環型地域社会の形成に向けた制度的整備に関する研究会」のこと。）で南教授はじめ委員のみなさんのご指導を頂きながら報告書を策定し、次の年くらいにだんだんと条例制定へ方向性が定まってきました。

これとは別に、当時、地方分権改革の流れの中で、法定外税としての環境税を作ろうという話も出て、最初レジ袋税を検討していましたが、そのうちに議論の対象が産業廃棄物に変わっていききました。産業廃棄物税は三重県が先行していましたが、このような事件があったのだから廃棄物の減量化のための産業廃棄物税も考えてもいいのではという話になり、それで廃棄物関係条例という形で、税務課が中心となって考え始められました。

産業廃棄物は県をまたいで流通するので、いわゆる当時の北東北知事サミットのようなスケールで共同でやってもいいのではという話になり、青森県と秋田県との環境部長同士で話し合いが始まりました。そのうちに3県で正式に条例化を考えようという話になり、県外搬入の条例（「県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」のこと。）については3県、足並みをそろえることになりました。産業廃棄物税条例についても、実現の方向で話が進んでいきました。



津軽石 昭彦 氏

ただ、循環条例（「循環型地域社会の形成に関する条例」のこと。）については、他県は、方向性に隔たりがあり、調整がつきませんでした。そこで、まず、県外搬入の条例と産業廃棄物税条例については一緒にやりましょうかという話になり、毎月、定期的に話し合いをして、いろいろ話を詰めていき3県で、ほぼ同じ条例を作っていきましょうということになりました。

〔A〕 条例制定のお手本となるようなものはありましたか。

〔B〕 当時、制度として進んでいると思ったのは岐阜県でした。

最初、先に述べた研究会で、研究として、様々な制度の構想を先行して検討していたので、その研究成果をもとに、実際の条例化の段階では、オリジナルの部分もありますし、岐阜県などを手本にしたところもあります。

〔A〕 国からは条例を制定することに対して、意見等ありましたか。

〔B〕 環境省に1、2回説明に行きました。ただ、県境不法投棄事件が起こった後でしたので、そんなに強い反対みたいなことはなかったように感じます。

〔A〕 事件当時の廃棄物処理法は、どのような点が問題だったと感じますか。

〔B〕 廃棄物処理法は産業廃棄物の県を超えた移動を伴う広域処理を前提としています。どうしても近場で処理できなくて遠くで処理するというのはやむを得ないことなのかもしれないですけど、始めから関東のごみを東北に運んでくるというようなことが本当にいいのかどうかですね。それならば、廃棄物の流入を受け入れる側では、できるだけ、県内に持ち込まれる産業廃棄物がどのようなものなのかが事前に分かったほうがいいでしょう。県外搬入の条例がまさしくチェックできるような仕組みになっています。広域処理をしてもいいのかもしれませんが、それなりに住民に対する説明責任、チェックする仕組みというのがあった上でやるのがいいと思います。

そのほかには、地中への埋設などによる不法投棄が疑われる場合に、ここに廃棄物が埋められている可能性があるから掘ってくれないかということを経営者が現行法上でできないわけです。行政指導でしかできないですね。だからそういうことがネックになって、なかなか不法投棄というのが、表面化しにくいというのが多かったのではないかと思います。住民からの、かなり精度の高い情報の垂れ込みはあっても、何とか説得して、掘ってもらおうという世界ですね。強制できないです。

だからある程度の疑いの段階で、掘削調査をさせることができるような仕組みが、法律上もないわけで、不法投棄が大規模化する前に抑制することがなかなか難しいですね。県境の不法投棄も青森県側の現場に疑わしい動きはあっても、岩手県の許可業者ではないので、疑いの段階では、本県はすぐには立入検査もできないですし、まして掘削調査をさせる権限もないですからね。

あとはリサイクル偽装に対しては、勘と経験の世界でやっているところがありますので、もう少し法的にリサイクル偽装を規制できる仕組みってというのは本来、あるべきなのではないかと思いますよね。

〔A〕 結局、本県が条例を作っているいろいろな規制をかけた後に、国がそのような制度を作り始めましたよね。それは法的に県だけでは、難しい点もあったのでしょうかけれども、

国が追いついてきたような印象を受けています。だからやっぱり方向性としては、条例制定が正しかったのだと思っています。

〔B〕 結果的にはそうなのかもしれませんね。本県は、環境に関するいろいろな事件、事故が起きていますが、その都度、県あるいは地元の方々がいろいろ考えて国の制度を変えさせていますよね。産廃ではないですが旧松尾鉱山では、鉱山が閉山後に坑内排水の中和処理をする等の仕組みを県が国に提案して作ってもらっています。県境不法投棄事件の場合も特措法（「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」のこと。2023（令和5）年3月末失効。）をこちらからの要求に応じて作ってもらっています。地方分権社会になる前から、地域の実情に応じた環境政策を作り上げていくという歴史があったからこそできたのだと思います。

そのようなDNAを皆さんが受け継いでいらっしゃるということは、非常に今後が期待できるということではないかなと思います。

〔A〕 津軽石様等が執筆された「青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事件」では、条例制定の他にも民事保全法に基づく仮差押えについても触れていますが、このような考えに至った経緯や考え方について教えてください。

〔B〕 縣南衛生が破産した時、破産してしまうと債権者には平等に財産が振り分けられてしまうということで、管財人の弁護士に少しでも多く財産を振り分けてもらう方法はないかと相談しました。管財人の弁護士が現場を見に来た時に、いわゆる後片付け的な部分についてはもともと破産財団には入れないで、後始末費用という枠で、別途とれるという話をお聞きしました。そのような中で、そもそも相手側の資産を差押えられないのだろうかと思うようになりました。また、その前から、たまたま当時の課内に、大学で破産法のゼミに所属していた職員がいて、その職員と原因者の財産の保全について話をしたりしていましたが、そのうちに、ここでもやはり三栄化学や縣南衛生も含めて、個人資産を差押えられないのだろうかということになり、それを管財人の弁護士に尋ねたところ、「やってできないことはない」のではというお話をいただきました。田村弁護士にも相談して、同じような回答をいただきました。

〔A〕 どのような考え方で差押えを行ったのですか。

〔B〕 もし、行政代執行をすることとなった場合は、行政代執行が完了したのちに債権額が確定し、原因者に求償することになるのですが、今回の場合は、行政代執行の完了まで相当長期になることが予想されたため、行政代執行が完了する頃には、原因者の財産は散逸して、取りそびれる可能性があるかもしれないということが想定されました。そこで、原因者の資産を仮差押えすることはできないかということになりました。

しかし、行政では、債権確保のための仮差押えの制度はありませんでした。この点が法律の不備とも言えます。その不備を補うために、やむを得ず民事的な手法を活用せざるをえませんでした。

民事的な手法で財産を仮差押えする際には、保全すべき民事債権が必要です。この場合、民法の中の事務管理による費用償還請求権を被保全債権としました。要するに事務管理というのは、関係のない他人のために何かやってやるという場合のことをいうのですが、将来的に、原因者が不法投棄された廃棄物を撤去することができなくなった場合に、県が事務管理として廃棄物を撤去処理することになるので、その際に県が原因者に対して有する

費用償還請求権を予め保全するために仮差押えするという法律構成です。このような考え方で、事務管理に基づく盛岡地裁に仮差押えを申立てました。関係する皆さんの努力もあり認めていただくことができました。

また、その後の他県の類似例などでも原因者の財産が仮差押えされるようになり、本県はリーディングケースとなっています。

〔A〕 条例をお作りになって、今だったらもっと違ったようにできたことや、条例制定以外の措置でやって良かったと思うことはありますか。また、これは今後も続けていくべきだということはあるですか。

〔B〕 県境不法投棄事件に限らずその当時、廃棄物処理法に基づく行政処分の運用の仕方を、その頃いろいろ議論して、不適正処理に関与した法人のみならず、個人にも廃棄物処理法に基づき措置命令したことがあります。やはり法人に対する命令は、倒産等により法人が消滅すれば、命令の実行を迫ることができなくなるという限界があったので、取締役など役職がある個人に対して措置命令しました。最終的には法人が行為をするというよりは、個人が結局は不法投棄をするわけですからね。ですので、それに対しては指揮命令権限のあるような人は当然、そういうことを知るべき立場にあるので、責任を取ってもらってもいいのではないかということで行政処分をかけたことがあります。そうして、存命中は責任を取り続けてもらうという姿勢を本県は取り続けていたので、そういう意味では条例だけで不法投棄の再発を防止するのではなく、総体として岩手県は制度が厳しそうだというようなイメージをつけることができ、悪いことをする人たちに対してもアピールすることができたのではないかなと思います。

〔A〕 県外業者からは何もそこまで厳しくしなくてもというのは、未だに言われますね。今後、県境不法投棄事件は、どのように伝承されるべきとお考えですか。

〔B〕 あとは、本県は松尾鉦山から始まって、東日本大震災もあったことで、防災教育は非常に進んでいるかなと思いますが、環境教育はもう少し力を入れてもいいのかなと思います。

SDGs そのものは、今やほとんどの小中学生も知っているかもしれませんが、松尾鉦山から始まって、県境産廃事件に至る経緯の中で、一度汚染された環境の再生には実に多くの時間と労力が必要かということについて知る人は多くはないように感じます。県全体として、次世代を担う子供たちに、ふるさとの環境を守る意識の伝承や教育というのがあってもいいのかなという感じはしますね。

身近な環境を守る意識を育てることは、郷土を愛することに通じ、最終的には環境を守ることに、人口対策にもつながっていくと感じています。

インタビュー…A、佐々木 健司 氏…B

〔A〕 佐々木様におかれましては、事件を探知した当時から原状回復に至るまで、本県の職員として県境不法投棄事件にどのように関わってきたのか教えてください。

〔B〕 私が廃棄物適正処理指導担当として、二戸保健所に勤務していた1998（平成10）年末に、この不法投棄事件を探知しました。その後、原状回復に至るまでの2023（令和5）年3月までの約24年間で延べ12年間、この不法投棄事件の探知、全容解明、廃棄物撤去などのシステム構築、原状回復事業などに携わってきました。



佐々木 健司 氏

〔A〕 事件が発覚するきっかけを教えてください。

〔B〕 1998（平成10）年末に、三栄化学から本県の肥料担当部局に対して、堆肥を製造する場所であることの届け出がなされ、職員が現地調査に行ったところ、現場に野積みされている堆肥原料は価値あるものかという疑問が生じ、本県産廃指導担当部局に問い合わせがあったところから、話が始まります。

この本県側の土地は二戸市です。当時、私は二戸市を所管する二戸保健所で、廃棄物の適正処理指導を担当していました。この頃は、わが国全体が大量生産、大量消費の時代で産業廃棄物があふれていました。また、廃棄物焼却炉からのばい煙や灰に含まれるダイオキシン類が問題化し、産廃は特に首都圏で行き場を失い、本県を含め地方に押し寄せてくる時代でした。このような時代の中で産廃の不適正処理が横行し、都会から押し寄せる産廃と地方での不適正処理の横行により、産廃適正処理指導は休む暇がありませんでした。

肥料担当部局から連絡を受け、1999（平成11）年の年明け早々、私は現場に行ってみました。そこは聞いていたとおり、パークと混ぜられただけの産廃が有価物と称して、高さ4～5 m程度に数十mにわたって、いくつも列になって野積みされていました。ものすごい量でした。この頃の産廃不適正処理の常とう手段は「有価物なので問題ない。」と主張し、廃棄物該当性を否定し撤去などを免れようとするもので、三栄化学もまた同じ主張をしてきました。

でも、三栄化学の処理可能な産廃の種類には、燃え殻、ばいじんも含まれていたのです。これらはごみの焼却灰や煙突、煙突に付帯した公害防止施設から回収された煤（すす）のことであり、ダイオキシン類などの有害物質が高濃度に含まれているものとの認識がある産廃です。

二戸保健所では、上司とよく相談し、「このような産廃が含まれた堆肥原料を有価物として認めることはできない。」との立場で、三栄化学に指導を始めました。相手方の主張の真偽を明らかにするためには、廃棄物処理法上、県（知事）の権限として、相手方に対して報告書の提出を求める権限（報告徴収）を行使することになります。この報告徴収には、虚偽報告や期限までに理由なく報告しないことなどに対して罰則規定があるので、行政としては、この方法で相手側の主張の真偽を確かめるとともに、有害物質を含む産廃で

あれば、相手に対し措置命令（撤去命令）をかけることとなります。

この報告徴収の権限を三栄化学に何度か行使したところ、案の定、三栄化学はこの堆肥と称する物について、「三栄興業に売却したもので有価物である。」、「売買伝票もある。」、「堆肥になるまで数年を要するので、現地に野積みしているものだ。」のように様々な理屈を用いて言い訳をしてきました。

しかし、何年前からの事業なのでしょう、有価物と言っても売買実績がありませんでした。三栄興業の帳簿を見ると、半製品の在庫で膨れ上がっている現状です。会社として成り立つ業績はありません。また、本来、産廃として搬入された燃え殻、ばいじんは管理型産業廃棄物処分場に埋め立てすべきものです。重機で混ぜたからと言って、有害性が消えるわけではありません。さらに、青森県側に設置した管理型最終処分場の使用実績がありませんでした。青森県側の大きな谷状地形の土地の一部が、不自然に平たい形状になっている状況です。そして、産廃事業場を拡大して、その中に別会社の事業場を同一事業場内につくっていることは、廃棄物処理法上、「産廃事業場の拡大を行う場合は届出等が必要」や「事業場境界への囲い設置」の違反になるのではないかと、などの観点から、本庁を通じ、青森県庁の産廃担当と連携して指導などを行う必要があると考え、両県による合同調査を行っていったのです。

〔A〕 青森県との合同調査はどのようなものでしたか。

〔B〕 両県の県庁同士で連絡調整し合同で立入調査をしました。青森県職員に随行したわけではないので同県の指導内容などについて承知してはいるわけではありませんが、青森県側には産廃処分業許可があるので、法律上の処分基準などについての指導や、排水の水質検査などを行っていたように思います。ただ、先ほどから話している場内の現状について、このままでは適正処理に向けた改善がはかどらない、すごく時間がかかると感じました。

〔A〕 そのような状況の中、どのように対応していったのですか。

〔B〕 当時は日常業務が産廃の不適正処理に対する指導ばかりで、中には警察と連携することも何度かあったので、この案件についても本県が警察に相談し、行政と警察の両面から指導などができないか模索しました。

私は二戸警察署に相談し、相手には断らず警察の方と現場を何度か確認しに行きました。数か月の間に何度か行きましたが、その度に本県側現場の土地の土が削られ、土がなくなっていく、ように感じました。これが1999（平成11）年夏前までに対応した概要ですね。

その後も何度か現場確認をしていましたが、もうすぐ冬という時期になって、警察から強制捜査に入る旨の内々の情報が伝えられました。その時は、両県で150万tにも及ぶ不法投棄に発展するとは思ってもみませんでした。

〔A〕 警察の強制捜査の結果、わかったことはありますか。

〔B〕 警察の強制捜査に立ち会いました。早朝に現場に着くと、多数の警察車両が現場や近くの事務所を封鎖し、物々しい警戒ぶりとは結構な数の警察の皆さんが場内で現場検証中でした。現場では、警察が借り上げた重機が地面を掘削していきました。正体不明なごみが大量に、ものすごい量でしたが、掘削されました。

一部には、これまで嗅いだことのないような異臭がするものまで多くありました。本県側からは、平らな土地のあちらこちらから産廃が出てきました。まるで、何か産廃の種類

によって投棄する場所を決めているように思えました。のちに三栄化学の従業員に聞くと、本県側の投棄場所は場所ごとに「〇〇置き場」との名称を付けて、種類ごとに投棄場所を決めていたとのことでした。何か意味があったのでしょうか。

警察によると、実は、真夜中に現場に10 t超の大型トラックがきて、闇夜の中、重機のライトだけを頼りに不法投棄が行われていたということなのです。現場は山の中ですから、本当に真っ暗な中の行為だったようです。我々が昼間に見ていた状況など、ほんの一部にすぎず、真夜中に確信犯として不法投棄が行われていたことがわかりました。これは予想もしていなかったことです。警察の皆さんは現場などに昼夜を問わず張り込みを続け、不法投棄の状況の一つひとつ掴んでいきながら、強制捜査の日に至ったことがわかりました。頭の下がる思いでした。

強制捜査は3日間続きました。1999（平成11）年11月30日から12月2日まで、私はその3日間現場に立会いました。この日を境に大変な事案が起こったと実感したわけです。

〔A〕 その後、警察の動きで判明した事実はありますか。

〔B〕 警察の捜査により、不法投棄原因者（企業）として、三栄化学工業(株)（現地で産廃処分業）、縣南衛生(株)（埼玉県で産廃処分業）、東奥環境(株)（前記2社の間で産廃を収集運搬）が関係していること、三栄興業(株)は、現地での堆肥製造と称して設立されたが、三栄化学のペーパーカンパニーで活動実態はないこと、首謀者として三栄化学の会長、縣南衛生の社長を逮捕したこと、逮捕者のほか従業員なども取り調べした結果、今回の強制捜査では調査しなかった場所に廃油入りドラム缶が約200缶投棄されていたことが判明しました。

この廃油入りドラム缶を投棄したことは衝撃でした。警察、供述した人の立会いの下、その投棄現場を掘削したところ、深さ5 m以上もあったでしょうか、深い位置にドラム缶が数えきれないほど投棄されていました。

このドラム缶は三栄化学により地上に上げられ、中身を新しいドラム缶に移しました。壊れているドラム缶がほとんどで、破れて液体が地中に染み出ているものが多かったです。

〔A〕 ドラム缶の中身は何でしたか。

〔B〕 ドラム缶は全部で200本以上掘り出されました。ほとんどは液状の廃油で、深さ5 m以上の大きな穴を掘っておいて、そこに運搬車両からダンプアップするなどして投棄したのでしょうか、ドラム缶のほとんどは、つぶれて中身が出てしまったものなど、さまざまでした。

ドラム缶からサンプルをとって、成分を調べました。県環境保健研究センターの協力を得ました。衝撃的な結果は、確かトリクロロエチレンの濃度が70～90%（1 ℓ中700～900mL）で原液みたいなものですね。有害物質のトリクロロエチレンは環境基準が定められており、その値は1 ℓ当たり0.01mg（1 ℓ中10万分の1 g）です。掘り出されたドラム缶から検出された値がいかに高濃度だったかわかると思います。

有害性のある廃油の不法投棄がわかった時点から、事案への対応が一変します。単なる不法投棄ではなく現場の土や地下水の汚染が、周辺まで広がっている可能性が大きい事案に発展します。警察の捜査の結果、有害物質を含む産廃は首都圏から運び込まれたものでした。首都圏のごみが数百キロも離れた青森・岩手県境まで運ばれ、投棄されたことに深い憤りを感じました。

〔A〕 このような不法投棄に県はどのように対応したのですか。

〔B〕 まず、警察の捜査では現場内の一部しか調査できていないので、不法投棄の全容がつかめていません。もちろん有害物質の汚染状況なども把握しなければなりません。

本県側の現場は16haあるので、重機を使って筋状に深さ5～7mまで掘っていく調査、通称、トレンチ掘削調査により不法投棄の全容解明調査を行うことにしました。

場内を16ブロックに分け、各ブロックを筋状に掘削しました。調査した現場作業員などは、揮発性有機化合物（VOCs）対応の防毒マスクをつけての作業になりました。この調査は三栄化学が民間会社に委託しました。朝7時頃から日没まで2、3か月要したでしょうか。私もこの間、ずっと調査に立会いました。産廃のデパートの現状を目の当たりにしました。

また、VOCsの汚染範囲を把握するため、表層土壌ガス調査と呼ばれる、汚染領域の調査を行いました。この調査も三栄化学が専門調査会社に委託しました。

まず、トレンチ掘削調査の結果、本県側の不法投棄はエリアごとに似通った廃棄物が投棄されている実態がわかりました。主なものとして、山頂から尾根の辺りに位置するところで、主に焼却灰が投棄されており、小さな山の裏側の現場内で最も見えにくい場所には、注射針や点滴チューブのような医療廃棄物なども含め多種多様な廃棄物に、異様な悪臭を放つ、おそらくVOCsや有機溶剤などをぶっかけて、谷状地形を最終処分場のように埋立て、平らな場所にはごみ固形化燃料（RDF）まがいのもの、食品工場から出た規格外食品など首都圏で不要になった産廃が、本来処理すべき処理場で適正に処分されず、東北の田舎まで運ばれ、山の尾根部に位置し、地域の水源にもなるこの場所に不法投棄されていたわけです。

廃棄物の不法投棄量は、この頃は18万8千tと推定しました（最終量35万8千t）。

また、表層土壌ガス調査により、トリクロロエチレン、ジクロロメタンなどの塩素系有機化合物のほか、ベンゼンのような有機溶剤系の化学物質が高濃度に地下を汚染していることがわかりました。

これら化学物質による汚染拡散を防ぐため、後で、原状回復事業にあたる際、本県側の16haにも及ぶ現場全体を不浸透性シートで被うキャッピングを施工することになるのです。廃棄物の撤去や土壌汚染対策は必要範囲のシートをめくって、極力、地下に雨水が浸透しないような工夫をして対策を講じていくことになります。

〔A〕 多くの費用がかかる、また、長期間を要する事案でしたが、その基本方針はどのように決まったのですか。

〔B〕 本県の原状回復の基本方針は、早く決まったと思います。「廃棄物の全量撤去、汚染土壌・地下水の環境基準達成」ですね。最後までこの方針で突き進みました。汚された土地を元の土地の状態に戻すという当たり前のことですが、その対策は大変でした。

このような方針が決められたことについては、大きな理由があります。一つ目は、本県には、旧松尾鉦山から年中、大量の強酸性坑廃水が流れ出ています。このため、北上川などの清流化対策として年間数億円をかけています。将来もかかっています。汚染源がある限り多額の費用を要する現状について身をもって経験していました。二つ目は、本事案の排出源のほとんどが首都圏でした。都会のごみが地方に押し寄せて、それも悪質な不法投棄を招いたことに対し、「我が庭を汚染された」との気持ちが大きかったです。三つ目は、何より齋藤徳美先生ほか協議会の委員の皆様が一丸となって、この方針の下、進んできた

ことにあります。少しもぶれず目標に向かいました。

この方針で原状回復していくにあたり、膨大な費用が掛かりますが、環境省の皆様「産廃特措法」を制定いただき、手厚い財源をいただきながら原状回復に向かうことができました。この場をお借りして御礼申し上げる次第です。

〔A〕 この時点で不法投棄廃棄物推定量は18万8千t、地下水と土壌も有害物質で汚染されていたとのことですが、安全安心な撤去や浄化が必要です。どのように対応したのですか。

〔B〕 なかなか行政のチカラだけでは解決できないので、安心安全な撤去などについて民間のチカラを借りる必要があると考え、原状回復についてのプロポーザル企画提案を募集しました。

何社かの応募がありましたが、その中で、応用地質さんと近畿環境興産さんとのJVを相手側に選定して、知恵を出していただきながら、撤去作業を進めることにしました。応用地質さんは地盤調査などの専門家ですし、近畿環境興産さんは現在、リマテックさんになっていますが、不法投棄されたものでも適正に処理をし直すとの立場で参画しています。JVの皆さんには前例のない事業に創意工夫した提案をもらいながら、着実に事業を進めました。JVの皆さん、特に応用地質さんには原状回復完了までお付き合いいただくことになりました。皆様の御協力に深く感謝申し上げます。

もちろん県とJVとの検討結果は、原状回復対策協議会や汚染土壌対策技術検討委員会で専門家、地元の皆様の代表から御意見、御指導をいただきながら、事業を進めていきました。

このJVからの主な提案として、まず汚染拡散防止対策では本県の不法投棄全域、16haに不浸透性シート、水を浸み込ませない合成樹脂製シートを敷き詰めて、雨水が地下の有害物質と接触しないようにしました。このシートは、当時確か小川テックさんの県内工場で製造され、東京ドームの屋根素材にも使われた丈夫な素材と聞きました。このシートを圧着しながら敷き詰め、ピン留め、その上に土を入れたトンバックを重石に置きました。廃棄物の撤去にあたっては、撤去部分の必要最小限のシートをめくり、撤去が終わると再度シートで土を覆うことの繰り返し作業でした。一方、このようにシートで覆っても地下水は存在します。現場は、標高400mくらいの山頂、尾根、その斜面が原野のように改変された土地でした。地図やボーリング結果をもとに改変前の土地や地下の谷地形を割り出します。地下水はこの谷地形を流れるので、この敷地境界付近にモニタリング・揚水井を設置しました。現場の表土は薄く、その下には、厚い火山灰土があり、雨が降るとなかなか浸透せず、非常にぬかるむ土地でした。このおかげかどうかは分かりませんが、結果的にVOCsなどが場外に広がるのを防いでいたようでした。この頃、敷地境界のモニタリング井では有害物質がほとんど検出されなかったと記憶しています。汚染は場内にとどまっているとの評価でした。結果として、有効な汚染拡散防止対策や地域の安全安心を築きながら撤去などができたと考えています。詳しくは原状回復対策協議会の資料をご覧くださいとよいです。

〔A〕 膨大な量の廃棄物をどのように処理したのですか。

〔B〕 処分先を検討する時に、先にも話したように不法投棄廃棄物は多種多様な廃棄物のごちゃ混ぜ、有害な液体まで混ぜられ、かつ、その量が非常に多いという状況です。また、こんな曰く付きの廃棄物が処理のために持ち込まれたら、持ち込まれた事業場に対する安心安

全が揺らぐという、面倒な事案です。ここでは近畿環境興産さんに知恵を出してもらいました。

まず、セメント会社に対する協力依頼です。当時、セメントは、石灰石、粘土、珪石など必要な成分を含む原材料を、工場にあるキルンと呼ばれる回転炉に入れて焼成するとセメントの素ができます。このときの焼成温度は1,500℃程度にも達するとのことでした。その生産能力は、本県にある太平洋セメント大船渡工場さんで年間200万t程度でした。

セメント工場には、このような高温焼成のシステムがあり大量にキルンに投入できたことから、当時、産廃を受け入れて処理し始めていました。そこで、不法投棄物がセメント原料にできないか検討しました。太平洋セメントさん、近畿環境興産さん、県との間でさまざま協議、実験していく中で、受入条件を決めて、現場で事前選別し大船渡工場さんに受け入れてもらおうと進めました。もちろん、太平洋セメントさんで受け入れられないものもあったので、他の処理施設にも受け入れを依頼していきました。本県内には大きな産廃施設はセメント会社程度でした。ただ、他県に持っていくとなると経費もかかります。そこで、遠くても近隣県や県内の一般廃棄物処理施設にも受入条件を提示していただきながら、受け入れをお願いしていきました。

撤去に当たっては、現場での掘削、選別施設の稼働調整、運搬車両の手配、処分先との受入調整など多様な業務が発生しました。この分野にも応用地質さんと近畿環境興産さんのJVに活躍してもらいました。特に、応用地質さんには廃棄物撤去の開始から終わりまで、現場に職員の方を常駐し、先ほどの各種調整を担ってもらいました。

その結果、不法投棄廃棄物の最終撤去量35万8千tに対し、処理の多い順に太平洋セメント大船渡工場さんには、24万t余、全体の70%弱を処理していただきました。専用の受入設備や保管設備の整備など多くの御協力をいただきました。エコシステム秋田さんで6万t弱、全体の20%弱を処理いただきました。この他にも、県内の産廃施設、市町村の熔融炉方式によるごみ処理施設の皆様など多くの処理施設の皆様に御協力いただきました。大変ありがとうございました。

〔A〕 不法投棄廃棄物は様々なものが混ざっていたようですが、効率的に処理するためにどのような対策を検討されたのですか。

〔B〕 不法投棄廃棄物を効率的に選別処理するためのシステムづくりを検討しました。このシステムづくりにも近畿環境興産さんから選別施設の設計などの提案をいただき議論しながらシステムの構築を進めていきました。各処理施設での受入基準を満たして処理するため、建屋内において種類ごと、大きさごとなどで選別を行いました。大きな選別機械、重機のほか、有害物質を扱うため労働安全衛生上、建屋に換気システムを設置し建屋内で、作業される方は防毒マスク着用で手選別も行いました。大まかに言うところな感じですが、試行錯誤しながらのシステムづくりは大変なものでした。御協力大変ありがとうございました。

〔A〕 処理先までは距離がありますが、どのように運んだのですか。

〔B〕 曰く付きの産廃です。現場で選別したとしても処分先まで安全に運ぶ必要があります。産廃の中には、有害な廃油もあり悪臭を放つ可能性もあります。このシステムづくりにも近畿環境興産さんに御協力いただきました。

まず、安心安全な運搬システムをどう構築するかです。また、処分先でもダンプアップ

してスムーズに受け入れてもらう必要があります。そこで、よく貨物列車で運送する「貨物コンテナ」方式の改良版を検討しました。貨物コンテナにはJIS規格があり、漏れ、トラックや貨物列車への密着性などが決められていました。これに貨物コンテナをトラックに載せたまま廃棄物を積みこんだり、ダンプアップしたりできるよう、天蓋付き密閉コンテナなるものを考えました。当時、本事案同様、香川県豊島での不法投棄廃棄物処理が先行し始めたころで、豊島で積み込み、直島の精錬所で処理するスキームだったと思いますが、その運搬車両に天蓋付き密閉コンテナが採用されていたように記憶しています。

このシステムが本現場に入れられるか。運搬に参加する者がいるかが問題です。県内の産廃収集運搬会社に対し説明会を実施し、運搬システムへの参加を打診しました。結果、5社が参加し運搬することができました。御協力いただいた、福田運送、八紘カイハツ、開発運輸、岩手県南運輸、日本通運の皆様、大変ありがとうございました。

天蓋付き密閉コンテナによる道路の交通は交通法規上認められたものであり、普通に道路を通行できるものですが、現場から太平洋セメント大船渡工場がある大船渡市まで数百キロあり、特に、本事案の事情を知らない複数の市町村を通過することになるので、運行し始めてから反対の御意見等をいただくと円滑に運行できません。そこで、地域の皆さんの安心安全感を得るため、一般道を通行する市町村に対し事前説明することとしました。旧市町村名になりますが、説明した市町村は北から、東和町（現花巻市）、宮守村（現遠野市）、遠野市、住田町になります。

また、現場から八戸道の浄法寺インターチェンジまでの県道の幅が狭いことから、大型運搬車両の通行が地域の皆さんの交通の妨げにならないよう、二戸地方振興局土木部（当時）の協力を得て、県道の20か所程度で道路の幅を広くし、車のすれ違いがうまくいくよう配慮しました。これらのことは地元の二戸市と情報共有していました。

大船渡市をはじめ、処理施設がある市町村やその地域にお住いの皆さんには、事前に処理や運搬についての説明会を行いました。

関係市町村やその地域の皆様にしつかりと安心安全に運搬、処理することを御説明し、概ね御理解いただきました。批判的な御意見などはあまりなかったと記憶しています。

これらの処理システムの構築には苦勞しましたが、後に、2011（平成23）年、本県を東日本大震災津波が襲いました。この時、甚大な量の災害廃棄物が発生することになります。災害廃棄物の処理においても、リマテックさんがいち早く現場に入ったり、大手建設会社が入って処理したりしましたが、本事案の処理システムの考えが生き、災害廃棄物の処理の中核として、再び太平洋セメント大船渡工場さんにその役割を担っていただくこととなります。

〔A〕 原状回復宣言が発出されたときの心境をお聞かせください。

〔B〕 産廃特措法の県実施計画で掲げた原状回復方針、現場を環境基準に適合する土地にすることができました。2023（令和5）年2月4日に開催した原状回復対策協議会でこのことを承認いただきました。

協議会には、協議会委員のみならず、汚染土壌対策技術検討委員会で専門的な御意見をいただいていた委員の皆様、ワーキンググループで跡地利用の方向性などを検討いただいたグループ員の方、また常に協議会や委員会に助言いただいた、産業廃棄物処理振興財団の藤田部長様、関係者の皆様にお声かけして集まって協議会を開催しました。皆様のおかげをもって原状回復を達成できました。ここに関わられたすべての皆様に、厚く御礼申し

上げる次第です。

協議会の最後に、齋藤徳美委員長が原状回復宣言を述べられましたが、その宣言文そのものよりも、そのあとに語られた「思い」に感銘しました。87回、20年にもわたった協議会はもとより、その前の両県合同会議、合同検討委員会からこの事案に関わられ、その時々のお思いを語られました。齋藤委員長が語られたことは、まさにこの県境不法投棄の歴史であり、オーラルヒストリーです。また、「教訓を地域づくりに生かさなければ事業費250億円が無駄になる。ここからが跡地利用などへのスタートだ。」とも語られています。跡地利用は、現場の土地が原因者責任により本県が差し押さえしているため、法律上、(換価のため) 公売しなければならない制約がありますが、教訓づくりになる跡地利用に向けた施策が実施されることを願っています。